

犯人の言い訳

自分の自転車が盗まれたから・・・



何日も放ってあったから・・・

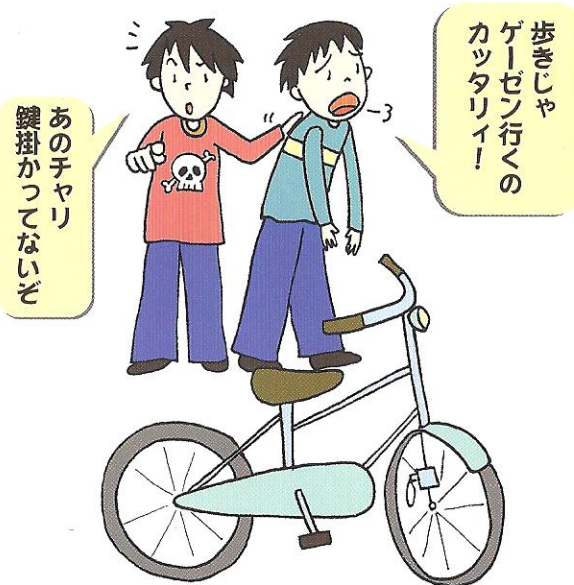


友達が「平気」って言ったから・・・



考えよう
やっていいこと 悪いこと

君ならどうする



少年の非行やいじめ、被害で困ったときは

○ユーステレホンコーナー○

TEL 0120-45-7867

TEL 045-641-0045

FAX 045-641-1975

(FAXは24時間受付)

受付時間 午前8時30分～午後5時15分(月～金)

(上記以外の時間及び土・日曜日、祝日、年末年始は、
留守番電話で受けています。)

〒231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部少年育成課内

神奈川県警察少年相談・保護センター

他人の自転車に
勝手に乗ることは

犯罪です!



悪いことは

しない!

させない!

見逃さない!

神奈川県警察

◆◆ 持ち主の財産をおびやかす行為は、全て犯罪です ◆◆

持ち主の置いた自転車

犯人が乗り捨てた自転車を
勝手に持っていったら

占有離脱物横領



勝手に
持っていったら

窃盗



犯人が友達にあげました。
もらった友達は

**盗品無償
譲受け**



犯人が後輩に売りました。
買った後輩は

盗品有償譲受け



持ち主のところに
帰りたいよ



せつ とう
窃 盗

(刑法第235条)

他人の物を盗むことは犯罪です!

せんゆう り だつぶつおうりよう
占有離脱物横領

(刑法第254条)

他人が落とした物や、盗まれた物
などを警察に届けなくて自分の物に
することは犯罪です!

とうひん む しょうゆすり う
盗品無償譲受け

(刑法第256条第1項)

盗んだ物や、だまし取った物など
をタダでもらうことは犯罪です!

とうひんゆうしょうゆすり う とう
盗品有償譲受け等

(刑法第256条第2項)

盗んだ物や、だまし取った物など
をその犯人に頼まれ運んだり、隠し
たり、又は、買ったりすることは、
タダでもらうより重い犯罪です!